

○ (仮称) 三次市新学校給食調理場運営検討委員会設置要綱

令和4年5月6日教育委員会告示第12号

(仮称) 三次市新学校給食調理場運営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 三次市新学校給食調理場の供用開始に向け、その適正かつ円滑な運営に必要な事項について協議検討を行うため、(仮称) 三次市新学校給食調理場運営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 衛生・安全に関すること。
- (2) 給食費に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから三次市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 小中学校のPTAの代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員は、任期終了後も後任者が就任するまではその職務を行う。
- 3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集及び表決)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報を扱うとき。
- (2) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を扱うとき。
- (3) 公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) その他、公開に適さないと委員長が認めるとき。

(資料及び会議録の公開)

第8条 委員会の資料及び会議録は、原則として公開とする。ただし、委員長が前条各号に掲げる情報等が含まれると認めるときは、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報償費)

第10条 委員が委員会の会議に出席したときの報償費は、三次市報償費支払い基準に基づき支給する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年5月6日から施行する。

(最初の会議)

- 2 この告示の施行の日以後、最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず

ず，教育長が招集する。